(九)　一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(一〇)　車両総重量が八トンを超え二〇トン以下の一定のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。(二)において同じ。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和三年一〇月三一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から五二五万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(二)　次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和三年一〇月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(1)　車両総重量が五トン以下の一定の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）

(2)　車両総重量が五トンを超え一二トン以下の一定のバス等

(3)　車両総重量が三・五トンを超え八トン以下の一定のトラック

(4)　車両総重量が八トンを超え二〇トン以下の一定のトラック

(三)　車両総重量が八トンを超える一定のトラック（被けん引自動車を除く。）のうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和五年三月三一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から一七五万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一三関係）

(三)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした。（附則第一二条の三関係）

(1)　環境負荷の少ない自動車

令和三年度及び令和四年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

イ　次に掲げる自動車について、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。

(イ)　電気自動車

(ロ)　一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

(ハ)　プラグインハイブリッド自動車

(ニ)　一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）であって、エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の九〇を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(ホ)　一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）であって、エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の九〇を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(ヘ)　一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）であって、エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の九〇を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもの

ロ　次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（イの適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減することとした。

(イ)　一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車であって、エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の七〇を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(ロ)　一定の排出ガス性能を備えた石油ガス自動車であって、エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の七〇を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(ハ)　一定の排出ガス性能を備えた軽油自動車であって、エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の七〇を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(2)　環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。）、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね一〇〇分の一五（バス及びトラックについては概ね一〇〇分の一〇）を重課する特例措置を講ずることとした。

イ　ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成二二年三月三一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して一四年を経過した日の属する年度

ロ　軽油自動車その他のイに掲げる自動車以外の自動車で平成二四年三月三一日までに初回新規登録を受けたもの　初回新規登録を受けた日から起算して一二年を経過した日の属する年度

(一)　令和三年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずることとした。

(1)　宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額（令和三年度分の固定資産税及び都市計画税にあっては、前年度分の課税標準額）を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとした。ただし、宅地等のうち商業地等に係る令和四年度分及び令和五年度分の宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に一〇分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該宅地等の当該年度の価格に一〇分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとした。（附則第一七条、第一八条、第一八条の三、第二二条、第二四条、第二五条、第二五条の三、第二七条の五及び第二八条関係）

(2)　(1)にかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が〇・六以上〇・七以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすることとした。（附則第一八条及び第二五条関係）

(3)　(1)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が〇・七を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に一〇分の七を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとした。（附則第一八条及び第二五条関係）

6

固定資産税及び都市計画税

(一)　令和三年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずることとした。

(1)　税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準